［事案 2023-320］入院給付金等支払請求

・令和７年２月３日　和解成立

＜事案の概要＞

告知義務違反を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和５年６月に子宮卵巣摘出術を受けたため、同年１月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金と手術給付金を請求したところ、告知義務違反による契約解除の通知が届き給付金が支払われなかった。その後、同年９月に本契約を解約したところ、保険会社は給付金不支払の理由を責任開始期前発病に変更した。以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

(1) 本契約の告知事項「現在、入院、手術または先進医療による療養の予定（医師にすすめられている、相談している場合も含む）がある」の「現在」との文言は、５年前、10 年前のことについてまで告知義務があるとは読み取れない。

(2) 保険会社は、自分が平成 30 年５月に手術を希望したことをもって、告知義務違反解除としたが、自分が当時希望していた手術は、平成 31 年４月に受けた両側乳房切除術のことであり、子宮卵巣摘出術を受ける予定はなかった。

(3) 担当者は、告知義務違反の明確な根拠を説明せず、期間の制限がない場合には 10 年前の事情でも告知義務があると説明した。

(4) 担当者から、再調査の結果、平成 30 年５月に希望した手術が子宮卵巣摘出術と別の手術であることの確認が取れれば、告知義務違反に該当せず給付金を支払う旨の説明もされたが、再調査の結果の連絡はなかった。

(5) 担当者の態度が高圧的で一方的な物言いであったため、別の担当者からの連絡がほしいと要望したが担当の変更はなかった。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人が給付金請求をした後、当社が支払い確認のために医療機関に照会したところ、申立人は、平成 30 年５月に同医療機関を受診した際、性同一性障害と診断され、子宮卵巣摘出術を希望していた。

(2) 申立人が受けた子宮卵巣摘出術は、申立人が希望したもので、医師が勧めたものではなく、責任開始期以後に症状が悪化して入院・手術をしたものではないため、給付金の支払事由に該当しない。

(3) 当社が通知した告知義務違反解除については、その後申立人が本契約を解約したことから、給付金不支払の理由を責任開始期前発病とした。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時から解約に至るまでの状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により

解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)「現在」という文言は、文理上、過去と未来の間である今を意味し、過去および未来の時点は「現在」に含まれないものと解され、保険会社の「現在」の解釈は誤っており、このような誤った解釈にもとづき、申立人が告知義務違反をしたと判断して本契約を解除し、その旨の説明をしたのは、誤りであったと言わざるを得ない。

(2)担当者は、申立人に対し、平成30年5月に医師に希望した手術が子宮卵巣摘出術ではなかった場合には給付金の支払いができるという旨を伝えたことが認められるが、当時、担当者は、申立人が性同一性障害と診断された事実（責任開始期前発病）を認識していたことからすれば、仮に申立人が同日に希望した手術が別の手術であったとしても、申立人に給付金を支払う可能性は低かったはずであり、担当者の説明は誤りであったと言わざるを得えない。

(3)申立人は、担当者を変更してほしい旨を複数回要望したにもかかわらず、担当者がそれを認識しながらも変更することなく申立人の対応を続けたこと、その他の担当者の言動も、申立人に対する配慮を欠くものであったと解され、これらも本件紛争を拡大させる一因となったものと考えられる。